

(公 印 省 略)
令和 5 年 5 月 2 4 日

保護者 各位

群馬県立渋川高等学校
校 長 関口 博士

新型コロナウイルス感染症にかかる学校対応の変更について

平素より、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、国や県の方針を踏まえ今後の対応については下記のとおりとさせていただきますので、保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

ご家庭におかれましても引き続き、感染防止対策を徹底していただくとともに、ご子息の体調変化に一層、ご留意くださいますよう、改めてお願い申し上げます。

記

1 新型コロナウイルス感染症の対応変更について(別添1)

(1) 登校基準 (療養期間)

学校保健安全法施行規則第 1 9 条 (出席停止の期間の基準) のとおり
「発症した後 5 日、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで」

(2) 出席停止の対象

- ・新型コロナウイルス検査陽性者
- ・感染の疑いがある者

(3) 治癒証明書の扱い

保護者が『新型コロナウイルス感染症における療養報告書』に記入し、登校時学校へ提出する。

(4) 臨時休業・学級閉鎖の目安

- ・以下のいずれかの状況に該当し、かつ学校内で感染が広がっている可能性が高い場合を考慮し、学校医の助言を仰ぎ、対応を検討する。
 - ① 同一の学級において複数の生徒等の感染が判明した場合
 - ② その他、設置者が必要と判断した場合
- ※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。
- ・同一学級において、複数の生徒等の感染が確認された場合であっても、その生徒等の中で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。
- ・学級閉鎖の期間としては、5 日程度 (土日祝日を含む) を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、生徒等への影響等を踏まえて判断する。

2 生徒の発熱等体調不良時の外来受診等について(令和5年5月改訂)(別添2)

今後、感染拡大等により医療機関の逼迫や群馬県の相談・受診の流れに変更がある等の場合は、追って通知いたします。